

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商樓211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> e-mail: info@ykss.com

## ・登録商標専用権の保護

登録商標を使用する場合には、政府は商標の法律及びその他の関係法律で、商標専用権に保護を与え、あらゆる商標権侵害行為を制止し、摘発し、商標権者が享有する権益を保護します。つまり商標権に効果的な保護は、商標制度の中心になります。

### (1) 商標保護の対象

商標局の許可を得て登録された商標を登録商標とし、商標登録者は、商標の専用権を享有し、法による保護を受けます。登録商標の専用権は、登録許可された商標及び使用を定めた商品に限られます(51条)。非登録商標は法による保護外になります。

### (2) 他人の登録商標専用権への侵害行為

「商標法」第52条は商標権侵害行為を次のように挙げています。

商標登録権者の許諾なしに、同種の商品又は類似の商品にその登録商標と同様又は類似する商標を使用した場合

：登録商標は、商標権者に専用されるので、他者は許可されない限り使用できない。如何なるものが同一種類の商品或いは類似商品に他人の登録商標と同一又は類似する商標を無断に使用することは、すべて商標権への侵害行為になります。

登録商標を盗用したことを知っていて、それを販売した場合

他人の登録商標の標識を偽造もしくは無許可で製造し、又は偽造若しくは無許可で製造した商標の標識を販売した場合

- \* 偽造とは、商標権者に知らせずに、又は授權されずに他者の登録商標標識を製造すること
- \* 無許可製造とは、商標権者との間で商標使用許諾或いは委託製造の関係があるが、商標権者に授權された範囲外に商標標識を製造すること

商標登録権者の許諾を得ないで、その登録商標を変更し、そしてその変更した商標を使用する商品を市場に投入した場合

他人の登録商標の専用権にその他の損害を与えた場合

前5項の行為以外に、商標専用権に損害をもたらした行為が全て商標権侵害行為と見なされます。

### (3) 商標専用権の保護体制

中国では商標権の保護体制は、行政による保護と司法による保護という二本立ての保護体制をとっています。これは中国商標法律制度の著しい特色になります。

#### A. 行政による保護:

「商標法」第53条により、登録商標専用権の侵害行為がある場合、被害者は工商行政管理機関に処理を請求することができます。工商行政管理機関が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標の偽造標識の製造のために使用する道具を没収処分し、かつ料金を課することができます。当事者がその処理に不服があるときは、処理通知を受取った日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができます。

登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理機関は法に基づき取締をする権利を有します。犯罪の疑いがある場合、即時に司法機関引き渡して法律に基づき処理します。

工商行政管理機関が商標侵害事件を処理するという行政手段の特色は、行動が早く、手続が簡単で、事件を片付けるまで時間が短いことを意味します。

#### B. 司法による保護

「商標法」第53条によると、登録商標専用権を侵害された場合、被侵害者は、直接に人民法院に訴訟を提起することができます。

人民法院が「商標法」の規定と民事訴訟又は刑事訴訟の手続きによって商標権侵害事件と登録商標を偽る事件を審理し、商標専用権を保護します。人民法院が商標侵害事件を処理する特色は、手続が厳密で、民事賠償を重視します。

当事者が自分の商標権を保護するため事件の実際情況に基づき、処理機関を選ぶ権利があります。しかし、一つの事件に関して、当事者は人民法院にも起訴し、工商行政管理機関にも行政処分を請求することはできません。

上海市光明法律事務所

上海葵井商務諮詢(有)特別顧問

弁護士 程 甦 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100-257